

裁 決 書

山形県西村山郡河北町谷地甲 2 2 4 番地 1 1

審査申立人 齋 藤 隆

山形県西村山郡河北町大字溝延 5 8 1 番地の 1 の 1

同 木 村 正 昭

山形県西村山郡河北町谷地己 1 2 3 番地の 3

同 矢 口 廣 義

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和 5 年 6 月 1 3 日付けで提起された同年 4 月 2 3 日執行の河北町議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）に対し、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、令和 5 年 4 月 2 8 日付けで、河北町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に異議の申出をしたところ、町委員会は同年 5 月 2 6 日付けでこれを棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行った。申立人はこれを不服として、同年 6 月 1 3 日付けで、当委員会に対し、原決定の取消しと本件選挙の当選人佐藤修二（以下「佐藤候補」という。）の当選を無効とする旨の裁決を求めて本件審査の申立てを行った。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- 1 選挙会における投票の効力の決定が適正に行われていない。
- 2 「さとうたかし」と記載された投票（以下「さとうたかし票」という。）が 3 票ほど存在し、佐藤候補の疑問票として選挙立会人に回覧された。
- 3 選挙立会人の間で、ある候補者の氏と他の候補者の名とを混記した投票があった場合に、氏を優先して判定しようという話があった。選挙立会人の判定数で決めたのであれば、さとうたかし票が佐藤候補の有効投票となった可能性があるが、この取扱いには判断の誤りがある。
- 4 佐藤候補と本件選挙の次点者である齋藤隆（以下「齋藤隆候補」という。）の得票数の差は 2 . 2 5 5 票と僅差であり、さとうたかし票が 2 票以上あった

場合は当選人が入れ替わることとなる。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを受理し、町委員会から弁明書及び関係書類の提出を受けるとともに、申立人から反論書の提出を受けた上で、併せて本件選挙の参考人17名（選挙長1名、選挙立会人10名及び開票事務従事者6名）から陳述の聴き取りを実施し、慎重に審理を行った。

その結果は次のとおりである。

1 当委員会が認定した事実

町委員会から提出された弁明書及び関係書類並びに参考人から聴き取った陳述等によると、次の事実が認められる。

(1) 本件選挙の開票事務

本件選挙の選挙会の事務は、令和5年4月23日午後9時から同日午後11時10分まで、河北町民体育館高齢者幼児体育室において行われた。

本件選挙の開票事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第79条第1項の規定により選挙会の事務と併せて行われ、同条第3項の規定により開票管理者は選挙長を、開票立会人は選挙立会人をもってこれに充て、開票に関する次第は選挙録中に併せて記載することとされた。

イ 選挙立会人

本件選挙の選挙立会人については、候補者16名のうち13名から届出があったため、法第76条において準用する法第62条第2項の規定により、本件選挙の選挙長が実施するくじにより10名を選出した。

ロ 開票作業

開票作業における各係の役割と作業順序の詳細は、おおむね以下のとおりである。

なお、氏名点検係、枚数計算係、点検係及び得票計算係は、開票直後に開票係を兼務し、開票係は同係の作業終了後に氏名点検係を兼務している。

(イ) 開票係

- 選挙長から投票箱の鍵を受け取り、選挙長の合図があった後に、投票箱の鍵を開け、開票開始の合図があったら投票箱の中から投票を開票台に取り出す。空になった投票箱は、指定の場所に置き、空であることを選挙長及び選挙立会人が確認する。
- 投票を、有効投票、無効投票及び疑問票に分類し、有効投票については候補者ごとに分類する。
- 候補者ごとの有効投票がある程度集まったら、輪ゴムでまとめて

氏名点検係に回付する。

- 無効投票及び疑問票（例としては以下のとおり。）については審査係に回付する。
 - ・ 誤字・脱字のある投票
 - ・ 候補者氏名のほか他事記載がある投票
 - ・ 候補者氏名の一部が他の候補者氏名の一部と混記されている投票
 - ・ 投票用紙の用い方が正常でない投票

(ロ) 氏名点検係

- 開票係から、候補者ごとに分類され回付された有効投票の氏名のみを点検する。
- その際、2名が1組となり、同じ投票について別々に点検する。明らかに有効と確認し、点検を終えた投票は、輪ゴムでまとめて枚数計算係に回付する。

(ハ) 審査係

- 開票係から回付された疑問票のうち、判例・実例等により有効投票と判断される投票については、選挙立会人及び選挙長に説明した後枚数計算係に回付する。
- 明らかに無効投票と認められるものは、無効の事由ごとに無効投票決定票を添付し、点検係に回付する。
- 有効・無効の判断のし難い投票については、疑問の種類ごとに束にした上で、投票の効力決定票を添付し、選挙立会人に回覧して意見を聴き、選挙長が有効・無効を決定した投票を枚数計算係に回付する。
- 按分票については、得票計算係と連絡をとり、按分計算を行う。

(ニ) 枚数計算係

- 氏名点検係及び審査係から回付された有効投票を、候補者ごとに2台の枚数計算機を通して100枚束とし、輪ゴムをかけ、点検係に回付する。

(ホ) 点検係

- 点検係は、2名で同じ有効投票を別々に点検する。
- 候補者ごとに分類された100枚束に有効投票決定票を添付し、点検係認印欄に押印をした後、選挙立会人に回覧する。
- その際、候補者ごとの束数（得票数）を記録する。
- 無効投票は、2名で同じ無効投票を別々に点検し、無効投票決定票の点検係認印欄に押印をした後、選挙立会人に回覧する。

(ヘ) 得票計算係

- 選挙立会人及び選挙長の確認を得た各候補者の得票数を記録し、投票を候補者ごとに確定得票台に載せる。
- 按分票については、審査係と連絡をとり、按分計算を行う。
- (ト) 庶務、速報及び連絡係
 - 筆記用具等の準備、記録、連絡、得票状況等の速報、開票結果の速報及び選挙録の作成等を行う。
- (フ) 選挙立会人及び選挙長
 - 有効投票決定票を添付した有効投票又は無効投票決定票を添付した無効投票を確認し、押印する。
 - 疑問票については、選挙立会人の意見を聴いて選挙長が投票の有効・無効を決定する。
 - 選挙録には、全ての選挙立会人が選挙録の記載内容が真正であることを確認した上で、署名・押印する。

ハ 開票事務従事者

開票事務に従事した人員は、上記ロ(イ)から(ト)の各係合計40名であった。

これらの開票事務従事者に対しては、町委員会によって、投開票日の4日前の令和5年4月19日に選挙会事務従事者打合せ会が開催された。この打合せ会においては、配付資料に基づき、町委員会から開票作業における作業順序や各係の役割及び事務内容について説明を行うとともに、疑問票の効力の判定に当たっては、法及び判例・実例に基づいて適切に対応することを選挙長が伝達した。また、この打合せ会において、審査係に『地方選挙のための投・開票事務ノート(令和5年)』(編集:選挙管理研究会、発行:一般財団法人地方財務協会)が配付された。

なお、審査係の事務に従事した4名は、本件選挙前にも、それぞれ1回又は複数回、審査係の事務に従事した経験を有していた。

(2) 本件選挙の開票結果

イ 本件選挙の開票の結果、投票総数は9,459票、有効投票は9,395票、無効投票は64票であった。

有効投票のうち、各候補者中の同一の氏(「さいとう」)のみを記載した投票が1票あり、当該候補者ら(齋藤隆及び齋藤敏昭)に按分された(前者に0.745票、後者に0.254票、0.001票は切捨て)。

無効投票の内訳は、①候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの10票、②2人以上の候補者の氏名を記載したものの1票、③候補者の氏名のほか他事を記載したものの2票、④候補者の何人を記載したかを確認し難いもの3票、⑤白紙投票14票、⑥単に雑事を記載したものの26票、⑦単に記号・符号を記載したものの8票であった。

以上の内訳は、選挙録に記載され、齋藤隆候補から届出のあった選挙立会人を含む選挙立会人全員が、その記載内容が真正であることを確認し、署名・押印した。

ロ 以上の結果、16名の候補者のうち14名の当選が決定され、最下位当選人である佐藤候補の得票数は395票、次点者の齋藤隆候補の得票数は392.745票（両候補の得票数の差は2.255票）であった。

2 申立人の主張

申立人の主張は、提出された審査申立書及び添付書類（令和5年5月16日付けで町委員会に提出された追加資料（以下「令和5年5月16日付け追加資料」という。））並びに反論書に基づき要約すると、次のとおりである。

- (1) 選挙会における投票の効力の決定が適正に行われていない。さとうたかし票について、佐藤候補の有効投票として疑問票を回覧した取扱いに、判断の誤りがある。開票結果の確定を急ぐあまり、選挙立会人が疑問票について判断をする上で必要な時間が与えられず、また判断例が示されず、その結果、選挙立会人の間で、ある候補者の氏と他の候補者の名とを混記した投票があった場合に、氏を優先する方向性を作り上げてしまったと考えられる（申立理由1）。
- (2) 選挙立会人2名（以下それぞれ「立会人A」及び「立会人B」という。）の陳述によれば、さとうたかし票が3票ほど存在し、これらが佐藤候補の疑問票として選挙立会人に回覧された（申立理由2）。
- (3) 立会人Aの陳述によれば、選挙立会人の間で、本件選挙の候補者であった丹野貞子（以下「丹野候補」という。）と細矢誓子（以下「細矢候補」という。）の混記投票など、ある候補者の氏と他の候補者の名とを混記した投票があった場合に、氏を優先して判定しようという話があった。選挙立会人の判定数で決めたのであれば、さとうたかし票が佐藤候補の有効投票となった可能性があるが、この取扱いには判断の誤りがある（申立理由3）。
- (4) 佐藤候補と齋藤隆候補の得票数の差は2.255票と僅差であり、さとうたかし票が2票以上あった場合は当選人が入れ替わることとなる（申立理由4）。

3 町委員会の弁明

町委員会の弁明を、提出された弁明書及び関係書類に基づき要約すると、次のとおりである。

- (1) 開票事務従事者は、所定の役割に応じて開票作業を行い、各投票を有効投票、無効投票及び疑問票に分類した上で、無効投票及び疑問票は審査係に回付した。

選挙立会人及び選挙長は、有効投票決定票を添付した有効投票及び無効投

票決定票を添付した無効投票を確認・押印した。疑問票については、審査係が法及び判例・実例に留意して判定し、選挙立会人の意見を聴いて選挙長が投票の有効・無効を決定した。この決定過程に対し、選挙立会人から異議はなかった。

また、選挙録には、全ての選挙立会人がその記載内容が真正であることを確認した上で、署名・押印がなされた。

以上のことから、選挙会は適正に行われた。

- (2) 開票事務従事者への聴き取りの結果、審査係と点検係のいずれにおいても、さとうたかし票を取り扱った事実は確認できなかった。
- (3) 仮にさとうたかし票が存在した場合であっても、氏と名の一方がよく似ていて、他方は著しく異なっている複数の候補者の氏名が混記された場合、著しく異なっている氏又は名が正確に記載されている候補者の有効投票と解する判例・実例¹に則り、齋藤隆候補の有効投票として選挙立会人及び選挙長に回覧したはず²であり、氏を優先し佐藤候補の有効投票として判断することはしない。他の候補者の疑問票についても、同様の判例・実例に則り効力の決定がなされている³。

また、選挙長は、選挙立会人の意見を聴いた上で、法及び判例・実例に留意して投票の有効・無効を決定するものであり、選挙立会人の判定数だけで決定することは起こり得ない。

- (4) さとうたかし票が3票ほど存在し、氏で分類して佐藤候補の疑問票となったとする申立人の主張には理由がなく、従って、正当な理由はないと判断して異議の申出を棄却したのは相当である。

4 当委員会の判断

当選の効力に関する争訟において当選が無効とされる事由は、当選人の決定についての違法のみをいい、具体的には、当選人を決定した機関の構成・決定手続に違法があること、各候補者の有効得票数の算定に違法があること、当選人となることができる資格の有無の認定に違法があること等をいうものと解される（名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決）。

これを本件についてみると、当委員会が、上記1において認定した事実、上

¹ 先述の『地方選挙のための投・開票事務ノート（令和5年）』に記載がなされている。

² 両候補の氏名を比較したとき、氏（「さとう」と「さいとう」）はよく似ており、名（「しゅうじ」と「たかし」）は著しく異なっているため、さとうたかし票が仮に存在した場合は、判例・実例に則り、名が正確に記載されている齋藤隆候補の有効投票と判断したはずであるとの主張と解される。

³ 注記2と同様に、丹野候補と細矢候補の混記投票については、両候補の氏名を比較したとき、氏（「たんの」と「ほそや」）は著しく異なっており、名（「ていこ」と「せいこ」）はよく似ているため、判例・実例に則り、氏が正確に記載されている候補の有効投票と判断されているとの主張と解される。

記2の申立人の主張、上記3の町委員会の弁明及び参考人から聴き取った陳述等を基に審理した結果は、次のとおりである。

(1) 申立理由1

申立人は、選挙会における投票の効力の決定が適正に行われていないと主張する。

しかし、その理由としては、さとうたかし票が存在するとの前提の下で、当該投票の取扱いの違法性を主張するのみであり、選挙会の構成や選挙会における決定手続に違法があることを示す具体的・客観的な証拠は何ら示されていない。

また、上記1(1)で認定した本件選挙の開票作業の状況、内容、態様等に照らすと、当該開票作業における有効投票・無効投票の決定過程等に疑念を差し挟むべき点は見いだせず、申立人の主張には理由がない。

(2) 申立理由2

申立人は、選挙立会人2名の陳述を基に、さとうたかし票が3票ほど存在し、これらが佐藤候補の疑問票として回覧されたと主張する。

この点、当委員会は、本件選挙の選挙長1名、選挙立会人10名（申立人が令和5年5月16日付け追加資料により陳述内容を援用する立会人A及びBを含む。）及び開票事務従事者6名（審査係4名及び点検係2名）の計17名の参考人を対象に陳述の聴き取りを行い、申立人が存在を主張するさとうたかし票について、ひらがな、カタカナ及び漢字の別を問わず、その存否について参考人が記憶している内容を確認した。その結果、さとうたかし票（ひらがな、カタカナ及び漢字の別を問わない。以下同じ。）について、あったような気がする者と陳述した者が2名（いずれも選挙立会人。以下それぞれ「立会人C」及び「立会人D」という。）、確かにあったと陳述した者が立会人Aのほか1名（選挙立会人。以下「立会人E」という。）、確かになかったと陳述した者が6名（選挙長1名、選挙立会人1名及び審査係4名。以下、この選挙立会人を「立会人F」という。）おり、その他の7名のうち、選挙立会人5名は記憶がないと陳述し、点検係の2名は承知する立場がないと陳述した。なお、立会人Bについては、令和5年5月16日付け追加資料において、さとうたかし票が3票存在したと陳述した旨の記載がなされているが、当委員会が行った陳述の聴き取りにおいては、令和5年5月16日付け追加資料に記載のとおり陳述を行ったか否かも含め、記憶がないと陳述した。

まず、選挙長、立会人F及び審査係の陳述について検討すると、いずれもさとうたかし票が存在しなかった旨を明言しており、立会人Fを除く5名の陳述内容は、さとうたかし票の他に存在した疑問票の種類や疑問票の回

覧の態様など様々な点において、他の参考人の陳述と一致する部分が多く、また、複数候補者の混記投票の取扱いに関する考え方も首尾一貫しており、不自然な点は何らうかがえなかった。また、選挙長は疑問票の判定について最終的な決定を行う立場であること、及び審査係は判例・実例等に則り投票の効力決定票を付して疑問票を回覧する役割を担うことも踏まえると、その陳述内容は信用に足るものと認めることができる。

次に、立会人A、C、D及びEの陳述について検討する。

イ 立会人A

立会人Aは、佐藤候補の疑問票として回覧された約20枚の束の中に、さとうたかし票が全てひらがなでちょうど3票存在し、それ以外の約17枚の投票については、字が抜けているなど、氏名の混記とは別の種類の疑問票であったと陳述している。しかし、疑問票の回覧の態様については、上記1(1)のとおり、疑問の種類ごとに束になって回覧されていたと認められるところ、複数の異なる疑問の種類が1つの束になって回覧されていたと陳述した者は立会人Aのみであった。また、立会人Aは、さとうたかし票について明確な記憶を述べている一方で、混記する氏と名をさとうたかし票とそれぞれ逆転させた投票である「さいとうしゅうじ」と記載された投票（ひらがな、カタカナ及び漢字の別を問わない。以下「さいとうしゅうじ票」という。）の存否や、約20枚の束のほか、佐藤候補及び齋藤隆候補の疑問票としてどのようなものがあつたかについては、記憶がないと陳述している。これらの点から、その陳述内容の信用性には疑問がある。

ロ 立会人C

立会人Cは、さとうたかし票の存在についての記憶自体が明確でなく、疑問票の回覧の態様についての記憶も非常に曖昧であつたほか、丹野候補と細矢候補の混記投票について存在しなかつたと明言するなど、陳述内容の信用性に疑問がある。

なお、当該混記投票については、参考人17名のうち9名（選挙立会人5名及び審査係4名）が存在したと陳述しており、存在しなかつたと思う又は存在しなかつたと陳述した者は立会人Cのみであつた。

ハ 立会人D

立会人Dは、佐藤候補と齋藤隆候補の混記投票については記憶にあるとしつつ、それが「さとうたかし」であつたか「さいとうしゅうじ」であつたかは定かでないと陳述している。

なお、さいとうしゅうじ票については、参考人17名のうち3名（いずれも審査係）が確かに存在したと陳述しており、存在しなかつたと

思う又は存在しなかったと陳述した者は1名（立会人F）のみであった。

ニ 立会人E

立会人Eは、さとうたかし票が確かに1票存在したとしつつ、ひらがな、カタカナ及び漢字の別については記憶が曖昧であると陳述している。また、立会人Eは、当該投票が佐藤候補及び齋藤隆候補の「両候補の」有効投票として認めてどうかという形で回覧されたと陳述しているが、複数候補者の氏名を混記した投票が、当該候補者双方の有効投票とされるべき疑問票として回覧されることは、本件選挙の開票事務の在り方に照らして起こり得ない。これらの点から、その陳述内容の信用性には疑問がある。

以上を踏まえると、さとうたかし票が存在し、これが佐藤候補の疑問票として回覧されたという事実は認められず、申立人の主張には理由がない。

(3) 申立理由3

申立人は、立会人Aの陳述を基に、選挙立会人の間で、複数候補者の氏名を混記した投票があった場合に、氏を優先して判定しようという話があったと主張する。

この点、当委員会が上記(2)の参考人17名を対象に聴き取りを行ったところ、14名が選挙立会人の間における話は存在しなかったと陳述し、そのような話が存在したと思う又は存在したと陳述した者は1人もいなかった。なお、立会人Aについては、令和5年5月16日付け追加資料において、そのような話を耳にしたと陳述した旨の記載がなされているが、当委員会が行った陳述の聴き取りにおいては、選挙立会人の間における話はなかったと陳述した。

また、申立人は、選挙立会人の判定数で決めたのであれば、さとうたかし票が佐藤候補の有効投票となった可能性があるとも主張する。

この点、投票の効力は、選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならないとする法第67条の趣旨に照らせば、選挙長は、選挙立会人の意見を聴いた上で、法及び判例・実例に留意して投票の有効・無効を決定するものであり、選挙立会人の判定数だけで決定することは起こり得ないとする町委員会の主張は至って自然であり、疑念を差し挟むべき点は見いだし難い。また、町委員会は、仮にさとうたかし票が存在した場合であっても、氏と名的一方がよく似ていて、他方は著しく異なっている複数の候補者の氏名が混記された場合、著しく異なっている氏又は名が正確に記載されている候補者の有効投票と解する判例・実例に則り、齋藤隆候補の有効投票として取り扱うはずだと主張しており、当該主張は、選挙長及び審査係の陳述

内容とも一致する。

以上を踏まえると、さとうたかし票が佐藤候補の有効投票として決定された可能性を指摘する申立人の主張は、上記(2)のとおりさとうたかし票が存在したとする主張に理由がない点をおいても、単に抽象的可能性を指摘したものに過ぎず、当該可能性が真実であることを裏付けるに足る具体的・客観的証拠が伴っているとは認められないことから、申立人の主張には理由がない。

(4) 申立理由 4

申立人は、佐藤候補と齋藤隆候補の得票数の差は2,255票と僅差であり、さとうたかし票が2票以上あった場合は当選人が入れ替わることとなると主張する。

これについては、申立理由2で主張するとおり、さとうたかし票が現に存在し、かつ、申立理由3で主張するとおり、それが佐藤候補の有効投票として決定されているのであれば、さとうたかし票は本来齋藤隆候補の有効投票となるべきものであるから、さとうたかし票1票につき佐藤候補の得票数が1票減り、同時に齋藤隆候補の得票数が1票増えるため、さとうたかし票が2票以上存在すれば得票数が逆転する旨の主張をしているものと解される。

しかしながら、上記(2)及び(3)に記載のとおり、申立理由2及び3における申立人の主張にはともに理由がなく、したがって申立理由4はその前提を欠くことから、申立人の主張には理由がない。

(5) 結論

以上のことから、申立人の主張にはいずれも理由がない上に、本件選挙における当選人を決定した選挙会の構成、決定手続及び決定内容について違法な点は認められないため、申立人の異議の申出を棄却した町委員会の決定に誤りはない。

よって、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年8月9日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

教 示

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告と

して、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、仙台高等裁判所に訴訟を提起することができる。